

旧上野台中学校キッチンエリア会員利用規約

(趣旨)

第1条

株式会社おいでなせえ（以下「甲」という。）が運営する旧上野台中学校キッチンエリア（以下「本施設」という。）の利用に関し、次のとおり会員利用規約（以下「本規約」という。）を定める。

2 第2条第1項に定める会員は、本規約のすべての記載事項について同意したうえで、本施設を利用するものとする。

(会員)

第2条

本規約における会員とは、第3条に規定する会員登録手続を行い、甲が会員となることを承認した者をいう。ただし、甲の判断により、会員登録手続に際して審査を行い、承認しないことがある。

【会員種別】

キッチン会員	厨房 A	18.21 m ²	菓子製造許可	
	厨房 B+飲食スペース	50.80 m ²	飲食店営業許可	※厨房 B : 15.38 m ²

2 会員登録は、個人名義とする。

3 本施設の利用とは、対象スペースを各営業許可の種別に応じて利用し、または本施設内の設備及び備品（以下「設備等」という。）を利用することをいい、本施設の排他的な占有権を認めるものではない。ただし、甲の承諾を得た場合に限り、料理教室、イベント、セミナー、ワークショップ等を目的として利用することができる。

4 会員は、対象スペースを利用して飲食店営業または製造したものを販売する場合（以下「飲食店営業等」という。）は、「食品衛生責任者」または「調理師」等これに準じる資格を有することを条件とする。

5 会員が飲食店営業等を行う場合は、賠償責任保険に加入するものとする。なお、飲食店営業等を行わない場合であっても、利用目的や利用頻度等により、甲が必要と認めた場合は、賠償責任保険への加入を条件とすることがある。

6 複数人で利用する場合、会員は責任をもって他の利用者に対象スペースの使用方法及び利用上のルールを説明し、遵守させるものとする。

7 会員は、会員の地位及びこれに基づく権利義務の全部又は一部を第三者に貸与、譲渡又は担保に供することはできない。

(会員手続き)

第3条

会員登録は対面で行うものとし、次に掲げる書類等を提出又は提示するものとする。

【登録時提出書類】

写真付き身分証明書	
保菌検査（検便）済証	6 か月以内
食品衛生責任者等の資格証	飲食店営業等の場合
履歴事項全部証明書・パンフレット等	法人・屋号利用時
賠償責任保険証書	必要に応じて

- 2 18 歳未満の者が利用を希望する場合は、その保護者が会員登録を行うものとする。
- 3 会員は、毎年 4 月及び 10 月に保菌検査済証を提出するものとする。
- 4 登録内容に変更があった場合、10 日以内に甲へ届け出るものとする。
- 5 会員が前項の規定による申し出を怠ったことにより、甲からの通知、連絡又は送付書類等が延着し、又は到着しなかった場合において、これに起因して会員に損害又は不利益が生じたとしても、甲は故意又は重過失がある場合を除き、その責任を負わないものとする。

（利用料金・利用方法）

第 4 条 本施設の利用料金は、利用日が平日、土日又は祝祭日であるかを問わず、同一の料金区分とし、次のとおりとする。

昼のみ	9:00～17:00	全利用者	¥2,750	平日・土日・祝祭日共通
夜のみ	17:30～23:30	全利用者	¥2,750	事前説明・登録必須
昼＋夜	9:00～23:30	全利用者	¥4,950	昼＋夜セット料金
祝祭日利用	上記に準ずる	※条件付き利用者	上記料金適用	※祝祭日の利用は、直近 2 か月の平均利用回数が 4 回以上の会員を対象とし、甲が適当と認めた場合に限る。

- 2 厨房 B を利用する場合は、原則として「厨房 B＋飲食スペース」を一体として使用するものとし、当該飲食スペースにおいて飲食店営業を行うものとする。
 - 3 飲食店営業その他、飲食物の提供を伴う営業を行う場合は、調理又は食品の取扱いに従事する全員について、保菌検査（検便）済証の写し（提出時点において 6 か月以内のもの）を提出するものとする。
 - 4 会員は、衛生管理計画書を作成のうえ、利用を希望する日の属する月（以下「利用希望月」という。）の前月 16 日から 15 日までの間に予約を行い、あわせて甲の指定する方法により、甲が定める期日までに利用料金を支払うものとする。
- なお、当該期日までに支払いが確認できない場合、当該予約は自動的にキャンセルされたものとする。

5 一旦支払われた利用料金は、第15条に定める場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとする。

6 会員の都合により予約内容の変更を希望する場合は、利用希望月の前月15日までに甲へ申し出るものとする。

ただし、予約状況その他運営上の都合により、甲が変更に応じられない場合があるものとする。

7 甲は、会員から特段の申し出がない限り、領収書の発行は行わないものとする。

8 定期的な利用又は長期利用（1か月あたり4日以上の利用をいう。）については、第1項から第6項までの規定にかかわらず、甲と会員が別途協議のうえ、利用条件を定めることができるものとする。

9 対象スペースは、会員による利用のほか、甲、小川町及び地域おこし協力隊が、事業又は業務のために利用する場合があるものとする。

（入館証）

第5条

1 甲は、本施設の出入りに必要な入館証を、原則として会員が所有するスマートフォンアプリにより発行するものとする。

2 会員は、入館証を複製し、第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 会員は、入館証を紛失し、破損し、又は盗難にあった場合には、直ちに甲に届け出るものとする。

この届出を怠ったことにより甲に損害が生じた場合、会員はその損害を賠償する責任を負うものとする。

（営業時間および利用時間）

第6条

1 会員は、本施設を、月曜日、火曜日、金曜日、土曜日及び日曜日（祝日、水曜日及び木曜日を除く。）のうち、甲が別途定める利用時間内において利用することができるものとする。

なお、本施設の利用料金は、利用日が平日、土日又は祝祭日であるかを問わず、第4条に定める料金表を適用するものとする。

2 会員は、原則として営業時間内に限り本施設を利用するものとする。

会員は、終了時間までにすべての片付けおよび搬出を完了し、退室するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、別途定める運用ルールに基づき、営業時間外（17時から午後23時まで）の利用を行うことができるものとする。

4 祝日、水曜日および木曜日については、通常の営業時間による利用は行わないものとする。

ただし、甲が別途定める条件を満たす会員に限り、祝日または定休日における限定的な利用を認めるものとする。

5 甲は、夜間利用、昼夜連続利用、祝日利用について、会員の利用実績、施設の利用状況および甲と会員との信頼関係等を踏まえ、段階的に利用を認めるものとする。

6 昼間の利用がない場合、または昼間の利用終了後に空きがある場合には、甲は、状況に応じて午後以降または夜間のみの利用を認めるものとする。

7 前各項に基づく利用については、安全管理および運営体制を踏まえ、甲が個別に条件を付すことができるものとする。

8 本施設の維持管理上、安全上その他運営上の必要がある場合には、甲は、会員へ事前に告知したうえで、休業、時短営業または利用制限（以下「休業等」という。）を行うものとする。

会員は、これらの休業等について異議を申し立てないものとする。

（設備等の取扱い）

第7条 会員は、対象スペース内に設置した次の設備等を利用することができる。

厨房 A	二重シンク・ガステーブル・冷凍冷蔵庫 スチームコンベクションオーブン・ホイロ	備品一覧表のとおり
厨房 B+飲食スペース	二重シンク・ガステーブル・冷凍冷蔵庫	備品一覧表のとおり

2 会員は、設備、備品その他本施設内の物品（以下「設備等」という。）を毀損、汚損又は紛失した場合には、甲又は小川町に対し、その損害を全額賠償するものとする。

3 会員は、故障その他の理由により設備等が利用できなかったことを原因として会員に損害が生じた場合であっても、甲又は小川町に対し、その損害の賠償を請求しないものとする。

4 対象スペースの利用に際し必要となる調理器具、食器その他の物品の持ち込みは、これを認めるものとする。

ただし、持ち込み可能な電化製品は、消費電力が1,000ワット以下のものに限るものとする。

（インターネット環境提供サービス）

第8条

1 甲は、本施設において、会員がインターネットに接続できる環境（以下「インターネット環境提供サービス」という。）を提供するものとする。

2 会員が甲の提供する回線を利用してインターネットに接続する場合、次に掲げる事項について、甲は一切の責任を負わないものとする。

- (1) インターネット上のウェブサイトの適合性
- (2) インターネットを通じて入手可能なシステム、プログラム又はファイル等の安全性
- (3) インターネット上におけるエラー又は不具合
- (4) インターネットが利用できないことにより生じた損害
- (5) インターネットの利用による個人情報又は機密情報の漏えい
- (6) インターネットの利用による外部からの不正アクセス又は改変
- (7) その他前各号に関連して生じたトラブル

3 甲は、業務上必要があると認める場合又はやむを得ない事由が生じた場合には、インターネット環境提供サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとする。

(遵守事項・留意点)

第9条

1 会員は、本施設を善良なる管理者の注意をもって利用し、第三者に迷惑を及ぼさない範囲において、業務又は作業を行うものとする。

2 会員は、甲が定める食品衛生管理マニュアル及び会員自らが作成する衛生管理計画を遵守し、本施設を利用するものとする。

また、その実施状況について記録及び確認を行うものとする。

3 会員は、利用終了後、対象スペース、付帯設備及び備品等の洗浄及び清掃を行い、作業台及び流し台のアルコール消毒を徹底したうえで、原状に復してから退室するものとする。

4 会員が持ち込んだ調理器具、食器その他の物品（以下「持ち込み物」という。）は、すべて持ち帰るものとする。

本施設内に持ち込み物が残置されていた場合、甲は、当該会員に対する事前の通知その他一切の手続を要することなく、これを処分することができるものとする。

この場合、会員は、甲が負担した処分費用を甲に支払うものとする。

5 販売を目的として食品を製造する場合は、食品表示法に基づく食品表示ラベルを必ず貼付するものとする。

また、アレルギーに配慮した製品であっても、「アレルギー食材を調理している厨房で製造したもの」等の注意表示を行うものとする。

6 会員は、本施設の利用により発生したごみをすべて持ち帰るものとする。

7 排水溝の詰まりを生じさせるおそれのある物品は排水しないものとする。

油脂類を使用した場合は、凝固剤等を用いて適切に処分するものとする。

8 会員が提供した飲食物に起因して食中毒が発生し、損害賠償等が生じた場合には、その責任及び費用はすべて当該会員が負担するものとする。

9 販売を目的として食品を製造する場合は、仕込みから包装に至るすべての工程を本施設内のキッチンにおいて行うものとする。

本施設で製造した製品の販売により、食中毒又は異物混入等が発生した場合、会員は、当該商品の速やかな回収に努め、保健所の指導のもと必要な対応にすべて協力するものとする。

この場合に生じた損害賠償その他の費用は、すべて会員が負担するものとする。

10 会員は、本施設内における私物の管理を自己の責任において行うものとする。

私物の紛失、盗難、破損又は汚損等により生じた損害について、甲は一切の責任を負わないものとする。

11 本施設内において発生した事故、けが又は盗難等について、甲は一切の責任を負わないものとする。

会員は、熱機器、刃物等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じて適切な保険に加入するものとする。

12 喫煙を行う場合は、甲が指定する場所又は建物外の公共喫煙所において、携帯灰皿等を使用し、関係法令及び公共マナーを遵守して行うものとする。

13 会員の故意又は過失、もしくは会員の利用方法に起因して損害が生じた場合、本施設又は本建

物内の設備等の修繕に要する費用は、すべて会員が負担するものとする。

14 電気、空調設備又は水栓の消し忘れ等により追加的な電気料金又は水道料金が発生した場合、甲は、当該費用を会員に請求することができるものとする。

15 本建物の保守点検その他管理上必要な立ち入りを行う場合、会員は、甲又は小川町の措置に協力するものとし、これを拒否することはできないものとする。

16 本建物の電気設備に関する法定点検等により停電が発生した場合、当該停電に起因して会員に損害が生じた場合であっても、会員は、甲又は小川町に対し、いかなる要求又は損害賠償の請求も行わないものとする。

(禁止事項)

第10条

会員は、本施設及び本建物の利用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

1 他の本建物利用者又は本施設利用者等に迷惑を及ぼす行為、並びに騒音、振動、臭気等を発するおそれのある物品又は危険物を持ち込む行為

2 甲の事前の書面による承諾なく、本施設の住所又は名称を、名刺、チラシその他の印刷物、又はウェブサイト、SNS等の電子媒体に掲載する行為

3 甲の事前の書面による承諾なく、本施設の住所又は名称を、郵便物その他の配送物の宛先として使用する行為

4 本施設内において動物を飼育し、又は持ち込む行為

ただし、甲の許可を得た盲導犬、聴導犬又は介助犬等を除くものとする。

なお、衛生管理上の観点から、厨房内への動物の立ち入りは一切禁止する。

5 本建物又は本施設の通路、階段、廊下、外壁その他共用部分に、甲の許可なく、看板、ポスターその他の広告物を掲示又は配架する行為

6 本施設内外を問わず、本施設の利用を通じて知り合った者に対し、ネットワークビジネス、マルチレベルマーケティング、各種金融商品、保険関連商品、情報教材、物品又はサービス等の販売、勧誘、斡旋その他これらに類する行為を行うこと

7 布教活動、宗教活動又は政治活動を行うこと

8 本規約に違反する行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、又はその他甲若しくは小川町が合理的に不適切と判断する行為を行うこと

9 暴力団、極左又は極右の暴力的集団の構成員、又はこれらの支配下にある者と関係を有すること、若しくはそのおそれのある第三者と関係を有すること

10 その他、甲又は小川町が会員として不適当であると判断する行為

(反社会的勢力の排除)

第11条

会員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、ならびに反社会的勢力が経営に実質的に関与

している法人等に属していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(遅延損害金)

第 1 2 条

会員が、本規約に基づき甲に対して負担する金銭債務の履行を遅延した場合には、当該滞納額につき、完済に至るまで年 1 4 . 6 % の割合で計算した遅延損害金（1 円未満切り捨て）を支払わなければならない。

2 前項の遅延損害金を支払った場合であっても、甲は、当該会員の会員登録を抹消することができるものとする。

(損害賠償)

第 1 3 条

会員は、甲、小川町、他の会員又は第三者に損害を与えた場合には、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 前項の損害が、会員の故意又は過失により生じた場合には、会員は、その一切の損害を賠償しなければならない。特に、甲以外の第三者に損害が生じた場合には、会員は、誠意をもって対応し、自らの責任において解決するものとする。

3 甲が本規約に定める義務を怠ったことにより会員に損害が生じた場合における甲の賠償額は、当該会員が当該利用に関して支払った利用料金の 2 倍相当額を上限とするものとする。

(免責事項)

第 1 4 条

次の各号に掲げる事由により会員に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わないものとする。

- (1) 地震、水害その他の天変地異、火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、通信設備機器その他諸設備の不調、破壊、故障、偶発事故等により生じた損害
 - (2) 会員が他の会員又は第三者から被った損害
 - (3) 本施設及び本建物の維持管理のために実施する保守点検、修理又は改修工事等により生じた損害
 - (4) その他、甲の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
-

(不可抗力)

第 1 5 条

甲及び会員のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損し、本施設の利用が不可能又は著しく困難となったと甲が判断した場合には、甲は、本施設における会員に対するサービスを終了するものとする。

2 前項の場合において、これにより会員に損害が生じた場合であっても、甲は、その責任を負わないものとする。

（登録の抹消）

第16条

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、会員に対し事前の通知その他一切の手続を要することなく、会員登録を抹消することができるものとする。この場合、当該会員は、本施設から直ちに退去しなければならない、これについて一切の異議を申し立てないものとする。

- (1) 会員登録手続における登録事項又は提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (2) 会員登録を継続しがたいと判断できる行為があり、甲が当該行為を是正するよう通知したにもかかわらず、当該通知日から15日を経過しても是正されない場合
- (3) 会員が利用料金を指定期日までに支払わなかった場合、又は所定の決済手続が理由の如何を問わず完了しなかった場合
- (4) 他の会員又は本施設の利用者に対し、著しい妨害若しくは損害を与えた場合、又は著しく迷惑をかけたと甲が判断した場合
- (5) 本施設又は本建物を、故意又は重大な過失により毀損したと甲が判断した場合
- (6) 本規約に違反した場合
- (7) 違法行為又は公序良俗に反する行為を行ったと甲が判断した場合
- (8) 会員としての信用を著しく失墜させる事実があったと甲が判断した場合
- (9) 会員が、暴力団、極左・極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にある者等の関係者であることが判明した場合、又はそのおそれがあると甲が判断した場合
- (10) 銀行取引停止処分を受けた場合、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続の申立てがあった場合
- (11) その他、甲が会員登録を抹消すべきであると判断した場合

2 前項の規定により会員登録を抹消した場合、本施設内に残置された当該会員の私物、荷物その他一切の物品について、甲は、当該会員に対し事前の通知その他一切の手続を要することなく、処分することができるものとする。

3 前項の規定により会員登録が抹消された場合であっても、会員期間中に生じた事由により甲又は小川町に損害が生じたときは、当該会員は、その損害賠償責任を免れないものとする。

（秘密情報）

第17条

本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿を希望する情報の一切及び、会員の契約期間中に、会員が知り得た甲又は他の会員に関する有形無形の技術上、営業上その他一切の情報をいうものとする。

2 会員は、自らの責任において自己の秘密情報を管理しなければならないものとし、当該秘密情報が漏洩した場合であっても、甲は一切の責任を負わないものとする。

3 会員は、他の会員の秘密情報を取得した場合には、善良な管理者の注意をもって当該秘密情報を厳重に管理しなければならないものとする。また、当該秘密情報について、開示者の事前の許可なく、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、自己のホームページ、ブログその他インターネットを利用した手段を含む方法の如何を問わず、第三者に対し開示、漏洩、公開又は利用してはならないものと

する。

会員が本項に違反したことにより、当該会員以外の第三者に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わないものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報
- (3) 会員が、取得以前から正当に保有していた情報

(個人情報保護)

第18条

甲は、会員の個人情報について、甲のホームページに掲載する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとする。

2 会員登録に際し、会員から提供を受けた個人情報（個人情報保護法第2条に定める個人情報をいう。以下同じ。）について、甲は厳重に管理し、本施設の運営に必要な範囲に限り利用するものとする。

(雑則)

第19条

会員は、本建物の内外を問わず、近隣住民、店舗、事業者及び本施設利用者等への配慮として、騒音、振動、臭気その他の迷惑行為を生じさせないように、十分な注意を払わなければならないものとする。また、会員は、会員間のトラブルを未然に防止するため、本施設内において他の会員に対し十分な配慮を行うものとする。

2 会員は、本施設が利用者相互の協力によって成り立つ場であることを認識し、施設内の環境美化に努めるとともに、自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮するものとする。

(規約の改定)

第20条

甲は、会員に対する事前の通知なく、本規約を改定することができるものとする。

ただし、第4条第1項に定める料金を改定する場合には、改定日の1か月前までに、電子メール又は甲のホームページへの掲載その他甲が適当と認める方法により、会員に告知するものとする。

なお、本規約の改定により会員に損害が生じた場合であっても、甲はその責任を負わないものとする。

(規定外事項)

第21条

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び会員は誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

以上、会員は、本規約を遵守するとともに、公序良俗に反する行為を行わないものとし、本施設が円

滑に運営されるよう、甲及び他の会員と相互に敬意をもって接し、協力するものとする。

2023 年（令和 5 年）6 月 27 日 制定

2026 年（令和 8 年）6 月 1 日 改定